

真のタックスパイヤーをめざす

UENO



NO.517



公益社団法人
上野法人会

<https://www.uenohoujin.or.jp>

令和7年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

中小企業に対する軽減税率は維持! 税と社会保障の問題への対応が始まる!

政府は、令和6年12月27日に令和7年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、税と社会保障制度に対するあり方をめぐって個人所得課税では、基礎控除・給与所得控除が引き上げられることで、「年収の壁」への対応が始まりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■中小企業者等の軽減税率の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、次の見直しを行った上、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度となります。

- ①所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率は15%から17%に引き上げられます。
- ②適用対象法人の範囲から通算法人は除外されます。

■中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制は、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度までとなります。

■中小企業経営強化税制の延長

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、一定の措置を講じた上、その適用期限が2年延長され令和9年3月31日までとなります。

■企業版ふるさと納税制度の延長

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度は、適用期限が3年延長され、令和10年3月31日までの特定寄附金に適用されます。

■リース取引についての取扱い

- ①オペレーティング・リース取引により資産の賃借を行った場合、その取引の契約に基づきその法人が支払う金額は、その金額のうち債務の確定した部分は、その確定した日の属する事業年度に損金算入します。会計基準とは異なる取扱いであるため、別表による調整が必要となります。
- ②リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止されます。(適用時期については大綱上明記されていませんが一定の調整期間を設けると考えられます。)
- ③令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引のリース資産の減価償却は、リース期間定額法の計算で残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点で1円に達するまで償却が可能となります。

■防衛特別法人税の創設

税額控除適用前の法人税額から基礎控除500万円を控除した額の4%を、防衛特別法人税として課税する仕組みが創設されます。令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

所得税・住民税関係

■基礎控除の引上げ

基礎控除は、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ、58万円になります。所得に応じた基礎控除は次のとおりです。

本人の合計所得金額	基礎控除
2,350万円以下	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

■給与所得控除

給与所得控除は、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

■特定親族特別控除

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合に、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおり控除額が控除されます。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	6万円

大学生等の子がアルバイトをしている場合、子の収入金額が103万円を超えることで、親の扶養親族から外れ、結果として子の収入金額の手取り額の増加より、親の税負担の増加が大きくなることを是正することを趣旨とします。

■同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件の緩和

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。これは、基礎控除の金額と一致させる取扱いです。

■ひとり親の生計を一にする子の総所得金額要件の緩和

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。

■勤労学生の合計所得金額要件の緩和

勤労学生の合計所得金額要件が75万円以下から85万円以下に引き上げられます。

■家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の最低保障額の緩和

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。いわゆる内職者に、給与所得控除と同額の控除を認める制度であるため、給与所得控除と一致させる趣旨です。

※前記の各改正は、令和7年分以後の所得税に適用されます。ただし、源泉徴収税額への影響は令和8年1月1日以後支払う給与等及び公的年金等について適用されます。

■個人住民税の改正

所得税の改正に合わせて個人住民税に、控除額等の見直しが行われます。令和8年度分以後の個人住民税につい

て適用されます。

■生命保険料控除の見直し

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合、令和8年分の一般生命保険料控除の最大控除額を現在の4万円から6万円に引き上げられます。ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は従来通り12万円となります。

■子育て世帯向け住宅ローン減税の改正

引き下げ予定であった借入限度額は、特例対象個人(夫婦どちらかが40歳未満あるいは19歳未満の子がいる)の場合、取得した省エネ性能に優れた長期優良住宅に令和7年の間に居住の用に供した場合でも、住宅借入金等の年末残高の限度額5,000万は維持されます。

■確定拠出年金制度等の改正に合わせた対応

- ①企業型確定拠出年金制度のマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止されます。また、拠出限度額は、確定給付企業年金制度に加入していない者は月額6.2万円、加入している者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額、に引き上げられます。
- ②個人型確定拠出年金制度は、60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額は月額6.2万円となります。拠出限度額については、第一号被保険者は月額7.5万円、企業年金加入者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額、企業年金に未加入の者は月額6.2万円となります。
- ③国民年金基金の掛金額の上限は、月額7.5万円となります。

■受益者等が存しない信託に受益者等が存在することになった場合

受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することで法人課税信託に該当しないこととなった場合、その法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式は、特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとみなして、その受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととなります。

■退職所得の源泉徴収票の提出義務

退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととなります。令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用されます。

相続税・贈与税関係

■結婚・子育て資金の一括贈与制度の期限の延長

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までとなります。

■事業承継税制の改正

事業承継税制では、非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件が、「役員として贈与の日まで3年以上継続していること」から「贈与の直前に役員であること」に緩和されます。令和7年1月1日以後の贈与から適用されます。

資産税関係

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計

画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されます。

- ①対象資産を雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置づけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定します。
- ②当該機械・装置等に係る課税標準は、次のとおりとします。

雇用者給与等支給額	軽減期間	課税標準額
1.5%以上引上げ	3年間	2分の1
3%以上引上げ	5年間	4分の1

消費税関係

■輸出品販売場における免税方式の見直し

- ①輸出品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合、購入者が購入した日から90日以内に出港地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報を輸出品販売場を経営する事業者において保存することを要件に、その免税対象物品の譲渡について、消費税が免除されます。
- ②免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受け、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととされます。
- ③税関長は、輸出品販売場を経営する事業者に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとされます。

■免税対象物品の範囲の見直し

- ①消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分が廃止されます。
- ②免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止し、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品は、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとなります。

■免税販売手続の見直し

- ①船舶観光上陸許可等により上陸する者の免税販売手続は、上陸許可書及び旅券の提示を求め、輸出品販売場を経営する事業者は、旅券番号に基づき購入記録情報を提供するものとします。
- ②免税購入対象者が輸出品販売場で運送契約を締結し、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式は、輸出免税制度により消費税を免除されることとなります。輸出品販売場での販売は、購入者の不正が多く、輸出品販売場の負担が大きくなっていました。今回の改正で輸出品販売場の負担が相当軽減されることが見込まれます。

その他

■グローバル・ミニマム課税への対応

軽減課税所得ルールへの対応及び国内ミニマム課税に対応するための法整備を行います。国際的な、税率の引下げ競争を防止する趣旨の改正です。

■ガソリン税の引下げ

ガソリンの暫定税率は廃止される見込みです。具体的な実施時期等については、今後協議される見込みです。報道等で大きく取り上げられていた部分ですが、生活に直結する減税となります。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

申告・納税はe-Taxで手続きを

法人 申告

e-Taxにより提出された法人税申告のうち、主要な別表、財務諸表や勘定科目内訳明細書など、申告書に添付すべきものとされている添付書類を含めた、e-Taxの利用は、既に4社に3社の方に利用いただいております。

ALL e-Taxのメリット

業務の効率化



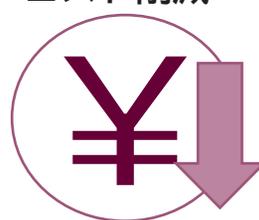
発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減



※ 詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

検索する場合は、「財務諸表データの送信」と検索してください。



納付 手続

☆ 金融機関等へ行かずに、『キャッシュレス納付』

☆ 自宅・オフィスからPCやスマートフォンで簡単手続

「ダイレクト納付」は、源泉所得税（毎月納付）等の納付手続の多い法人の方に便利な手続です。

ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）とは…

事前に税務署へ届出等（手続きに1か月ほどかかります）をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等 又は 納付情報登録をした後に届出をした預貯金口座からの振替（口座引落とし）により、簡単なクリック操作で即時又は 期日を指定して納付する手続です。

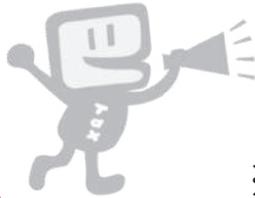
※ 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



納税証明

納税証明書（PDF）は、お手持ちのスマートフォン等からe-Taxを使って、簡単に請求から受付までできますので、是非ご利用ください！

納税証明書のオンライン請求等



- ☆ 税務署に行く必要がなく、非対面で請求・受取が可能
- ☆ 期間内であれば何度でも印刷・使用可能
- ☆ 手数料がお得！



※ 詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

令和7年度 国税職員採用募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◆人事院国家公務員試験
【採用 NAVI】

◆採用関係
お役立ちリンク集

◆Web-TAX-TV



各試験区分	国税専門官 (A区分)	令和5年度から 新設！ 国税専門官 (B区分)	税務職員
受験資格	1 平成7年4月2日～平成16年4月1日生まれの者 2 平成16年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの (1) 大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び令和8年3月までに大学を卒業する見込みの者 (2) 人事院が上記(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者		1 令和7年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者（令和4年4月1日以降に卒業した者が該当する。）及び令和8年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者
申込期間	令和7年2月20日（木）9時～3月24日（月）[受信有効]		令和7年6月13日（金）9時～6月25日（水）[受信有効]
1次試験	令和7年5月25日（日）		令和7年9月7日（日）
試験科目	基礎能力試験（多肢選択式）		基礎能力試験（多肢選択式） 適性試験（多肢選択式） 作文試験
	専門試験（多肢選択式）		
	[必須] 民法・商法、会計学 [選択必須] 民法・商法、会計学、憲法・ 行政法、経済学、英語 [選択] 財政学、経営学、政治学・ 社会学・社会事情、商業英語	[必須] 民法・商法、会計学、基礎数学 [選択] 情報数学・情報工学、統計学、 物理、化学、経済学、英語	
	専門試験（記述式）		
2次試験	憲法、民法、経済学、 会計学、社会学	科学技術に関連する領域	令和7年10月15日（水）～10月24日（金） ※1次試験合格通知書で指定する日時 人物試験、身体検査
	令和7年6月23日（月）～7月4日（金） ※1次試験合格通知書で指定する日時 人物試験、身体検査		
合格発表	令和7年8月12日（火）		令和7年11月18日（火）

この他、国税庁経験者採用試験（国税調査官級）の令和7年度試験概要については、令和7年7月以降に人事院及び国税庁ホームページに掲載予定です。

支部・地区だより

竹町支部

竹町支部 (磯谷支部長)

【新年賀詞交歓会】



令和7年1月6日(月)東天紅11町会会長、町会役員、ご来賓の方々が出席し、盛大に行なわれました。

【女性部新年賀詞交歓会】



令和7年1月17日(金)東天紅各町会の女性部長・女性部役員等が出席し、和気あいあいと親交を深めました。

竹町中地区(新井地区長)

【歳末夜警】



令和6年12月27日(金)~28日(土)竹友会館及び町内各日2時間、町内の歳末パトロールを行ない、何事もなく無事終了しました。

【初午まつり・もちつき大会】



令和7年2月9日(日)竹友会館、金刀比羅神社会館内でもちつきを行ない、参加した子ども達にお餅とお菓子を配布しました。

東上野支部

東上野支部 (尾高支部長)

【大運動会】



令和6年10月20日(日)台東区立上野小学校天候にも恵まれ、多くの参加者のもと、楽しい時間を過ごすことができました。

【ボウリング大会】



令和7年2月16日(日)マルアイボウリング北子住多くの方に参加していただき、(株)明治から講師を招いて世代を超えた地域交流と親睦を図ることができました。

【女性部研修会】



令和7年2月27日(木)東上野区民館「チョコレートの世界へようこそ！」をテーマに学びました。

佐竹地区

【秋葉神社お楽しみ縁日】(岡田地区長)



令和6年11月10日(日)秋葉神社前多くの方が参加し、子ども達は射的や輪投げ、ゲームを楽しんでいました。

【歳末警戒】



令和6年12月27日(金)~30日(月)東上野宮元町会町内の防火・防災の警戒(火の用心)を行ないました。

東上野宮元地区(矢口地区長)

【甘酒の会】



令和7年1月1日(水)下谷神社初詣の方々に甘酒を提供し、寒さを和らいでもらいました。

【地護稲荷初午祭】



令和7年2月8日(土)地護稲荷神社参拝者にお雑煮を振る舞い、子どもにはお菓子を配りました。

東上野稲荷地区

【もちつき大会】(小竹地区長)



令和6年12月8日(日)天理教前庭5年ぶりに開催し、ついた餅をきなこやお雑煮等にして参加者で美味しく食べました。

東上野車坂地区(尾高地区長)

【バスハイク】



令和6年11月17日(日)神代植物公園コロナ禍以降中止していた町内バスハイクを行ない、楽しい時間を過ごしました。

【新年賀詞交歓会】



令和7年1月18日(土)中国料亭翠鳳町会員の方や企業の方も多く参加し、恒例の新年会を行ないました。

東上野神吉地区(河井地区長)

【もちつき大会】



令和6年12月7日(土)東上野児童遊園子どもから大人まで餅つきを楽しみ、つくたてのお餅を皆で美味しくいただきました。

【新年会】



令和7年1月11日(土)寿司居酒屋日本海町会の方々と大いに語り合うことができ、有意義な新年会となりました。

上野支部 池之端四丁目地区
【餅つき大会】(山崎地区長)



令和6年12月8日(日)台東区池之端4丁目
多くの方が参加して親睦を深め、餅つきは災害時炊き出し訓練としても行ないました。

入谷支部 根岸二丁目地区
【餅つき大会】(峰岸地区長)



令和6年12月8日(日)根岸二丁目児童遊園
天候にも恵まれ、たくさんのお子さん達が参加し、50kgのもち米をつきました。

上根岸地区
【餅つき大会】(渡邊地区長)



令和6年12月1日(日)元三島神社境内
大勢の方が参加し、大人も子どもと一緒に餅つきを行ない、楽しんでいました。

中根岸地区
【子ども餅つき防災訓練】(竹田地区長)



令和6年12月8日(日)防災広場根岸の里、御行の松不動尊
餅つきや防災体験、ゲームコーナー等を行ない、お餅や非常食を配布しました。

谷中支部 谷中第二地区
【餅つき大会】(山本地区長)



令和6年12月22日(日)谷中児童遊園
天気も良く、たくさんのお子さん達、地域の方に参加していただき楽しい一日でした。

北上野二丁目地区
【フラワーアレンジメント教室】(上田地区長)



令和6年12月28日(土)山伏会館
例年開催しているフラワーアレンジメント講習を皆さんと楽しみながら受けました。

下谷一丁目地区
【もちつき大会】(小泉地区長)



令和6年12月15日(日)福)台東区社会福祉協議会駐車場
多くの方が参加し、町内清掃後に餅つき、お楽しみ抽選会等を行ないました。



金杉支部 金杉支部(平野支部長)
【金杉っ子まつり】



令和6年10月27日(日)柏葉中学校校庭及び金杉区民館
近隣小学校の太鼓演奏や福祉団体による車椅子体験コーナー等が行なわれました。

【スキー教室】



令和7年2月22日(土)~24日(月)霧ヶ峰スキー場
天候にも恵まれ、事故やケガもなく、子ども達もスタッフもスキーを楽しみました。

金杉一丁目地区(鈴木地区長)
【歳末夜警】



令和6年12月27日(金)~29日(日)金杉一丁目町会
各日2時間、町内を巡回し、下谷警察署や上野消防署より激励巡回もありました。

【新年会】



令和7年1月18日(土)鯉処奄美
恒例の町会新年会を開催し、町会員の親睦を深めることができました。

金杉二丁目地区(新井地区長)
【大運動会】



令和6年10月20日(日)柏葉中学校
子ども達が元気いっぱい競技に挑み、笑顔で楽しむ姿を見ることができました。

【餅つき大会】



令和6年11月24日(日)金杉通り横路地
天候にも恵まれ、つくたてのお餅をみんなで楽しく味わいました。

金杉仲通地区
【もちつき】(有賀地区長)



令和7年2月2日(日)カワサン駐車場
町会が中心となり、安全祈願、餅つきを無事行なうことができました。

金杉上町地区
【クリスマス会】(生駒地区長)



令和6年12月21日(土)弁天院公園
多くの地域の方々が集まり、笑顔が絶えない交流の場となりました。

「ストレスゼロ」ではなく 「ストレスフリー」を目指す

仕事をして生きていく上で「ストレスゼロ」ということはあり得ません。

たとえば朝起きて着替えて出勤するだけでも心身のストレスです。眠いし、せわしないし、時間に追われるし、乗り物は人だらけだし（車通勤でも道は混んでるし）、もう朝からストレスは次々と発生します。

したがってストレスをゼロにしようとすることは現実的ではありません。

むしろひとつひとつのストレスにいらつき、すべてのストレスをなくそうとしてそれができないことにイライラして、いっそうストレスが増大するという可能性が高いです。

私たちお互いは、「ストレスゼロ」を目指すのではなく、「要らぬストレスは削る」という「ストレスフリー」を企図するほうがより現実的であると意識するとよいでしょう。

「どうにもしにくいこと」と 「どうにかできること」を仕分ける

物事には「どうにもしにくいこと」と「どうにかできること」があります。

「どうにもしにくいこと」とは突発・景気・才能・市場・他人など、自分のせいではないこと・自分ひとりで解決しがたいこと・備えようがないことです。

こういったことがうまくいかないからといって必要以上におびえる・悲しむ・恨むというのは無為なことです。

反省すべきは反省し、備えるべきことは備えるべきですが、これらのことに煩わされ過ぎるのは「要らぬストレスを抱え込んでしまっている」ということです。

一方で「どうにかできること」とは必然・コスト・努力・自社・自分という自身の発想や行動によって（完全解決するかどうかわからないけれど）どうにかしようがあるというものです。

「どうにもしにくいこと」に心を煩わされるくらいなら「どうにかできること」に充分に労力をかける、これが「ストレスフリーを企図する」ということです。

「人事を尽くして天命を待つ」といいます。

頑張れるだけ頑張ったら、あとはもうなるようにしかならないという割り切りをしてしまうこと。

そうでないと人や環境を恨むか過度な自責をするかのいずれかになる危険があります。

「最重要」ではなく 「最低限」をかたづける

一般的な行動改善・タイムマネジメントでは「重要かつ緊急のことからかたづけていきましょう」と言われます。

それ自体は間違っていないのですが、キャパシティを越えて忙しい人・まだスキルが十分ではない人の場合、「なにが重要か・なにが緊急か」を仕分けるということがうまくできず、新たなストレスが蓄積するおそれがあります。

ストレスフリーを実現するには「最低限やっておかなければいけないことからかたづける」ということを徹底するとよいでしょう。

出張やら会議やらで手をつけられないタスクや対応もあるでしょう。

そんな中で「ごめんなさい、今日は出張だからこれできないよ」と言えないことをまずはかたづける、「明日にしてね」と言えることはエイヤツと勇気を出していったん後回しにする。

これができるようになると閉塞感・逼迫感が和らぎます。

要は「できることはできる、できないことはできない、そのかわりできることは精一杯やる」と

ストレスと
上手につき合う



メンタルヘルス

仕事上の



風土刷新コンサルタント
一社・日本ほめる達人協会
特別認定講師

長谷川

孝幸

決心して動くことが肝要です。

「相手を好きになる」ではなく 「どうとでもつきあえる」ようになる

あらゆる悩みの根幹は人間関係、対人関係に起因するものが多いです。

とくに仕事上の人間関係というのは、別に嫌いでスタートしたわけでもありませんが、好きで一緒にいるというものでもありません。

友達など個人的なつきあいは「好きだから交際する、嫌なら会わない」という選択肢もありますが、仕事上のつきあいは、たとえ好きじゃなくても面倒でも、会わなければいけない人とも会わなければなりません。

ストレスにつながりかねません。

そんな中で合わない人、もっといえば好きではない人を「人の好き嫌いをしてはいけない、好きにならなきゃいけない」と思い込んでしまうと追い詰められてしまいます。

仕事上のつきあいは「嫌じゃない、少なくとも一緒にいてやっていける」くらいで御の字、それで好きだな、好ましいなと思えるようになったらめっけものくらいに思っておくと、相手に対して過度にがっかりしにくくなります。

相手の仕事のすすめ方、成果、実績、貢献という「事実」に着目し、性格や印象の好き嫌いのような「感覚」に煩わされないように割り切る。

「事実」に問題があれば指摘や要望はしても、「感覚」には問題がない限り意識しすぎないというのが人間関係のストレスフリーにつながります。

「どうすれば自分がラクになるか」 を真剣に考える

日本の人の国民性かもしれませんが、私たちは「ラクになる」というとサボるとか手抜きとか不誠実であるというイメージを持ちがちです。

しかし実際にサボる・手を抜く・不誠実に振る舞うと、その場はラクかもしれませんが後になっていっそう状況が悪くなり、かえって苦しくなるものです。

「ラクになる」ということを「真剣に」考えるということが大事なのです。

言い方を換えると、「どうすれば話がはやいか」という観点で真剣に考えて真剣に動くと、要らぬ

手間・要らぬ不都合は起こりにくくなるのです。

そのために、①移動・作業・着手をはやくする、②ゴールから逆算する、③一緒にできることはまとめてしまう、④時間を計る、⑤完璧主義ではなく「60点主義」でいく、の5点を意識していただくとよいでしょう。

この①から⑤の全部はできなくても、ひとつでもふたつでも意識して実践していただくと事はやく収まり、要らぬストレスがたまりにくくなります。

「正しいかどうか」ではなく 「合っているかどうか」で見る

「真実のひとつでも正義は涙の数だけ」と福山雅治も歌っていますが、正義はひとつではありません。

正義を追求しようとし過ぎるとギャップや不都合に悩まされるおそれがあります。

また解決が遅れたり相手や周囲との軋轢を大きくしてしまうこともあります。

自分の信念を曲げる・人に流される・見るべきものから目を背けるというのはよくありませんが、そんなにこだわるべきでもない「正義」に縛られているのは要らぬストレスが増えるだけです。

「その正義は目の前の事象を解決する正義なのか」という考え方ができると、芯を守ったまま現実的な解決につながるものです。

「昔からこうやってきたから」「みんながそう言っているから」「理屈ではそうなるはずから」といったことを基準とするのではなく、「今こうすれば解決する」「この場ではこれが合致する」という動きを意識するのがストレスフリーを促します。

ま・と・め

1. ストレスをゼロにしようとする、かえって労力や不都合が発生しやすい。「要らぬストレスは削る」と考えるとよい。
2. 「どう思うか」よりも「何が事実か」を意識し、「どうすれば解決するのか」にのみ着目する。
3. 完璧を求めない。絶対を求めない。正義を求めない。ただし必ず解決させる。

年齢や役職等級といったファクターに関わらず、少なくとも仕事上のストレスはこれでだいぶ減減できることが多いようです。

協育歯車工業株式会社 工場見学会



【日 時】令和7年2月13日(木) 13:30～

【と ころ】協育歯車工業株式会社 春日部工場

この度青年部会初の試みとして、長年の会員企業であり青年部会幹事でもあります協育歯車工業株式会社の春日部工場を見学させて頂く機会を得ることが出来ました。参加者は常見副会長をはじめ青年部会役員、部会員、賛助会員合わせて17名となりました。

初めに井田斉昭社長より会社沿革と規格歯車についてのお話を伺いました。一口に歯車と言っても様々な形状・サイズ・素材・仕様があり、その中でも用途に合わせてその都度設計する歯車ではなく、あらかじめ一定の規格によって製造しストックしたものを、カタログ販売するスタイルを業界で初めて協育歯車工業様が確立したそうです。カタログには常時2700アイテムの品揃えがあり、顧客は自社の企画設計に合わせて歯幅や穴径を細かく選択でき、追加工等の手間が省かれ、さらにストックからの提供により迅速な納品が実現します。これにより工業機械をはじめ様々な分野において機械の設計開発が格段に速くなり、国内外の産業は計り知れない恩恵を受けたことに大変感銘いたしました。

その後、参加者は2班に分かれて、社員の方に工場内の製造工程を丁寧にご案内いただきました。切削、焼き入れ、研磨など様々な工程を経て、休む間もなくどんどん歯車が生み出されていく様子には日本のものづくりを支える力強さを感じました。

特に研磨は歯車の精度を上げるためのとても重要な工程であり、自動化するには非常に高性能な機械が必要とのことで、小さな歯車を研磨するための巨大な設備には驚かされました。個人的には「転造」と呼ばれる、金属素材棒を転がしながら10t以上の力で押しつぶすように形を変える技法とネジ立て加工の製造工程が見ていてわくわくする気持ちになりました。歯車の世界ならではの「インボリュート曲線」という概念や硬い素材を切るための「放電加工」も非常に興味深く見学させていただきました。

たつぷりと1時間以上をかけて工場内を見学した後は、再度集合し質疑応答の時間となりました。ここでは東上野を中心に工業系の会員からの専門的な質問もあり、上野の奥深さを痛感しました。そして、昨今の人手不足はどの会員企業にとっても重要課題であり、中途採用やインターンシップ制度などの質問も活発に行われました。井田社長の取り組みに参加者一同とても関心を示し、それと同時にとても勉強になりました。

今回企画の段階からこのような素晴らしい機会を得ることができ、上野法人会の会員企業は業種や規模は様々ながらもお互いに情報交換等によって研鑽できる関係性であることを改めて感じました。

最後になりましたが、ご協力いただきました協育歯車工業株式会社井田社長をはじめ工場の社員の皆様に感謝申し上げます。

<文 青年部会副部長 田中 勇>

新年賀詞交歓会

【と き】令和7年2月13日(木) 18:00～

【と ころ】吉池食堂



▲長澤部会長



同日開催の青年セミナー終了後に、場所を上野に移して再び集合し、青年部会員の親睦をはかるため「新年賀詞交歓会」を開催いたしました。こちらは大勢の部会員にご参加いただき、余興のゲームなどで大いに盛り上がりました。

青年部会 第3回役員会

【と き】令和7年3月4日(火) 17:00～

【と ころ】朝日信用金庫西町ビル7階



▲長澤部会長



青年部会(長澤部会長)では、第3回役員会を開催しました。令和7年度税金ジュニアスクール実施および今後の事業予定等について話し合いを行いました。

源泉部会 第6回研修会

「所得税改正に関するトピック」

【と き】令和7年2月27日(木) 10:00～

【と ころ】朝日信用金庫西町ビル7階

【講 師】東京上野税務署 法人課税第二部門
北川 雄一郎 上席国税調査官



北川上席国税調査官





申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて

会計・税務

NTS総合税理士法人
代表社員 / 公認会計士 / 税理士 吉井 清信

税務署等国税当局では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控え用の書面への収受日付印の押なつを行わないこととしております。国税庁のホームページなどで公表されている、「申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しに関するQ&A」の内容の一部をご説明いたします。

令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつは行われません。書面申告等における申告書等の提出(送付)の際は、申告書等の正本(提出用)のみの提出(送付)が求められています。申告書等の控えへ収受日付印の押なつは行わないので、必要に応じて、自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理が必要となります。

なお、令和7年1月以降、当分の間の対応として、窓口で交付する「リーフレット」(一般の見直しの内容と申告書の提出事実の確認方法等をご案内するもの)に申告書等を収受した「日付」や「税務署名」を記載したものを、希望者には渡すこととなります。

郵送等により申告書等を提出する際に、切手を貼付した「返信用封筒」を同封された方に対して、窓口での収受の場合と同様、当分の間の対応として、日付・税務署名(業務センター名)を記載したリーフレットを同封して返送されます。

Q&A内に掲載しているリーフレット「申告書等の提出について」の「窓口用(裏)」において、納税者が「申告書等情報取得サービス(オンライン申請のみ)」や「保有個人情報の開示請求(オンライン申請可)」などの各種サービスを利用することで、税務署等に提出した申告書等の提出事実や提出年月日を確認できるとされています。

そのほか、特設ページ「令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて(令和6年12月16日更新)」では、「申告書等情報取得サービス(オンライン申請のみ)」の利用に当たり、直近年分の所得税の申告書等の申請は原則として翌年5月1日以降に可能となり、申請からイメージデータ(PDF)の取得までには数日を要することを追記しています。

申告書等の控えの収受日付印以外で、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、

- ・e-Taxによる申告・申請手続
- ・申告書等情報取得サービス(オンライン申請のみ)
- ・保有個人情報の開示請求(オンライン申請可)
- ・税務署での申告書等の閲覧サービス(税務署窓口での申請のみ)
- ・納税証明書の交付請求(オンライン申請可)などとなります。

セミナー報告

ここを見てほしい!
決算書

<経営セミナー>



【とき】令和7年1月21日(火)
14:00 ~ 16:00

【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階

【講師】ライトハウスマネジメント代表
中小企業診断士

山口 真徳氏



e-Tax(電子申告)を体験しよう!

<実務セミナー>



【とき】令和7年1月23日(木)
14:00 ~ 16:00

【ところ】朝日信用金庫西町ビル4階

【講師】東京上野税務署

法人課税第1部門 金子 幸生 上席国税調査官

落語会

林家たい平 新春 落語会

会員限定

【とき】令和7年2月3日(月) 18:00~19:00 in 精養軒

【ところ】上野精養軒3階「桜の間」

人気番組「笑点」のレギュラー出演のほか、多方面においてご活躍されている林家たい平師匠による新春落語会を開催しました。



林家たい平師匠▶



表紙 << 小松宮彰仁親王像とコマツオトメ原木 >> 撮影: 広報委員長 木村雄二

■令和7年3月発行 ■発行人 広報委員会 委員長 木村雄二 ■発行所 公益社団法人上野法人会
(〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141)

法人会に入りませんか？

法人会は、税に関する活動で 企業や社会に貢献します！

法人会とは？

70年を超える歴史をもつ、約70万社が加入する経営者の団体です。
税のオピニオンリーダーとして、税の活動を中心に企業の発展を支援しています。
「税の知識が身につく」「人脈が広がる」「地域社会に貢献できる」などのメリットがあります。



税の提言活動

公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行います。法人会の提言活動は、法人税率の引き下げなど、中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。

税と経営の研修

税務署の講師や税理士による税務研修会、決算法人説明会、年末調整説明会など様々な研修会を開催しています。その他、各種セミナーや会員交流会などで、あらゆる業種の経営者と知り合うことができ、新しい仕事のつながりができる絶好のチャンスとなります。



税の啓発活動

女性部会が主体となり、小学生を対象に税をテーマにした絵はがきコンクール等を実施し、税の普及・啓発活動に取り組んでいます。また、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、法人会自主点検チェックシートの活用を推奨しています。

租税教育活動

次代を担う児童・生徒の皆さんに、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくため、租税教育用テキスト等の刊行や、法人会役員・青年部会員が「租税教室」を実施するなど、多彩な租税教育活動を展開しています。

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご契約いただけます。

がん保険の枠を超え、一人ひとりに最適な安心を

保障と相談サポートで一人ひとりに最適ながん保険

幅広い
保障

アフラックの
よりそうがん相談
サポート^(※1)

がん治療だけでなく、がんの検診後の精密検査^(※2)、診断前の通院、治療から治療後の生活サポートまで、幅広くがんに対する備えを提供します。

専門知識を持ったよりそうがん相談サポーターがあなたの不安や悩みを傾聴し、適切にサポートします。

(※1) アフラックのよりそうがん相談サポートは、Hatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。よりそうがん相談サポートおよび案内する各種サービスの内容は、2025年3月17日現在のものであり、将来予告なく変更または中止される場合があります。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ (<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html>) をご確認ください。
(※2) 所定の支払事由に該当した場合

保障と相談サポートで

あなたによりそう
がん保険
ミライト



◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

「生きる」を創る。

Aflac アフラック

東京第一総合支社 〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル2F

法人会用フリーダイヤル 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1 アフラック
がん保険
契約件数
※社の統合報告書などに基づくアフラック調べ(2024年3月時点)

法人会がん保険制度
全国法人会総連合